

名古屋市立大学医学部附属病院、東部医療センター及び西部医療  
センター病院長候補者選考会議規程

(趣旨)

第1条 この規程は、名古屋市立大学医学部附属病院長の選考等に関する規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第152号）第2条第2項及び名古屋市立大学医学部附属東部医療センター及び西部医療センター病院長の選考等に関する規程（令和2年公立大学法人名古屋市立大学達第115号）第2条第2項の規定に基づく名古屋市立大学医学部附属病院、東部医療センター及び西部医療センター病院長候補者選考会議（以下「選考会議」という。）に関し必要な事項を定める。

(任務)

第2条 選考会議は、次に掲げる事項をつかさどる。

- (1) 医学部附属病院、東部医療センター及び西部医療センターの病院長（以下「病院長」という。）に求められる資質及び能力に係る具体的な基準を定めること。
- (2) 病院長候補者を選考し、理事長に推薦すること。

(組織)

第3条 選考会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事のうち理事長が指名した者 1名
  - (2) 医学研究科教授会において構成員のうちから選出された者 1名
  - (3) 医学部附属病院病院部長会において構成員のうちから選出された者 1名
  - (4) 医学部附属東部医療センター病院部長会において構成員のうちから選出された者 1名
  - (5) 医学部附属西部医療センター運営協議会において構成員のうちから選出された者 1名
  - (6) 理事長が委嘱する学外の有識者 2名
- 2 前項第6号の委員は役員会の議を経て理事長が任命する。
- 3 第1項第6号の委員は次の要件を全て満たす者とする。
- (1) 過去10年以内に公立大学法人名古屋市立大学と雇用関係にないこと。
  - (2) 過去3年間において、年間50万円を超える寄附金、契約金等を公立大学法人名古屋市立大学から受領していないこと。
  - (3) 過去3年間において、年間50万円を超える寄附を公立大学法人名古屋市立大学に対して行っていないこと。
- 4 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第4条 選考会議に議長を置き、前条第1項第1号に規定する委員をもって充てる。

2 議長は、選考会議を主宰する。ただし、議長に事故がある場合は、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 選考会議は、委員の3分の2以上かつ第3条第1項第6号の委員の1名以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 議長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(公募)

第7条 選考会議は、病院長候補者となる適任者（以下「病院長候補適任者」という。）について推薦を公募する。

2 前項の公募において、選考会議は、次の各号に掲げる書類を提出させるものとする。

(1) 推薦書（様式1）

(2) 略歴書（様式2）

(3) 所信表明書（様式3）

3 前2項の規定による推薦において、自薦及び他薦は問わないものとする。ただし、他薦をできる者は公募開始日の前日において引き続き6月以上、医学研究科又は医学部附属病院、東部医療センター若しくは西部医療センターに在職する者のうち、教授（教授（診療担当）を含む。）の職にある者又は医学部附属病院病院部長会、医学部附属東部医療センター病院部長会若しくは医学部附属西部医療センター運営協議会の構成員である者とし、他薦する際には必ず病院長候補適任者の同意を得た上で、行うものとする。

4 前項の規定にかかわらず、委員は他の委員との連署により病院長候補適任者を病院長候補適任者本人の同意を得たうえで推薦することができる。

5 前項の推薦においては、同一委員が2名以上の病院長候補適任者を推薦することはできない。

6 委員が病院長候補適任者に推薦された場合は、委員を辞任するものとする。

7 前項の規定により委員が欠員となった場合は、必要に応じて、新たに委員を補充することができる。ただし、第3条第1項第1号若しくは第6号の委員が欠けたとき又は委員が6名未満となるときは委員を補充するものとする。

(選考)

第8条 選考会議は、前条の規定に基づき推薦された病院長候補適任者の所信等を聴取した上で、原則として複数名の病院長候補者を選考し、理事長に推薦する。

2 選考会議は、病院長候補者を選考する際に、医学研究科教授会における信任投票の結果を参考とする。

(庶務)

第9条 選考会議の庶務は、医学部附属病院、東部医療センター及び西部医療センターの病院管理部管理課の協力を得て、総務部職員課において処理する。  
(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、選考会議に関し必要な事項は別に定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、発布の日から施行する。
- 2 次に掲げる規程は、廃止する。
  - (1) 名古屋市立大学医学部附属病院長候補者選考会議規程（平成30年公立大学法人名古屋市立大学達第84号）
  - (2) 名古屋市立大学医学部附属東部医療センター及び西部医療センター病院長候補者選考会議規程（令和2年公立大学法人名古屋市立大学達第116号）

病院長候補適任者推薦書(自薦)

病院長候補適任者氏名 \_\_\_\_\_

所属 \_\_\_\_\_ 補職 \_\_\_\_\_

私は、「名古屋市立大学医学部附属病院、東部医療センター及び西部医療センター病院長候補者選考会議規程」に基づき、病院長候補適任者として自薦します。

年 月 日

名古屋市立大学医学部附属病院、  
東部医療センター及び西部医療センター病院長候補者選考会議 議長 様

備考 推薦者の氏名、所属、補職は、推薦者本人の自筆であること。

病院長候補適任者推薦書(他薦)

病院長候補適任者氏名 \_\_\_\_\_

「名古屋市立大学医学部附属病院、東部医療センター及び西部医療センター病院長候補者選考会議規程」に基づき、上記の者を病院長候補適任者として推薦します。

【推薦理由】

推薦理由の記載欄

【推薦者の氏名・所属・補職】

氏名 \_\_\_\_\_

所属 \_\_\_\_\_ 補職 \_\_\_\_\_

年 月 日

名古屋市立大学医学部附属病院、  
東部医療センター及び西部医療センター病院長候補者選考会議 議長 様

【被推薦者本人の同意欄】

私は、病院長候補適任者としての推薦に同意いたします。

氏 名

備 考

- 1 推薦者の氏名、所属、補職は、推薦者本人の自筆であること。
- 2 被推薦者本人の同意欄への記載は、記載内容に同意する場合に、被推薦者本人の自筆による署名を行うこと。

様式1 (第7条第2項第1号関係)

病院長候補適任者推薦書(他薦:選考会議委員による)

病院長候補適任者氏名 \_\_\_\_\_

「名古屋市立大学医学部附属病院、東部医療センター及び西部医療センター病院長候補者選考会議規程」に基づき、上記の者を病院長候補適任者として推薦します。

【推薦理由】

推薦理由の記入欄

【推薦者の氏名】

氏名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

年 月 日

名古屋市立大学医学部附属病院、  
東部医療センター及び西部医療センター病院長候補者選考会議 議長 様

【被推薦者本人の同意欄】

私は、病院長候補適任者としての推薦に同意いたします。

氏 名

備 考

- 1 推薦者の氏名は、推薦者本人の自筆であること。
- 2 被推薦者本人の同意欄への記載は、記載内容に同意する場合に、被推薦者本人の自筆による署名を行うこと。

様式2 (第7条第2項第2号関係)

病院長候補適任者氏名(自署に限る)

病院長候補適任者 略歴書

(ふりがな) 氏 名	( )
生年月日(年 齢)	年 月 日生( 歳)
現 職	
学 位	
学 歴 (大学卒業以降)	
年 月	事 項
職 歴	
年 月	事 項

病院における管理・運営経歴	
年 月	事 項
医療安全業務における経歴	
年 月	事 項
学会等における研究活動経歴	
年 月	事 項
大学等高等教育機関の教育経歴	
年 月	事 項



主な研究業績等の特記事項

病院長候補適任者氏名(自署に限る)

---

病院長候補適任者としての所信表明書

(管理・運営)
(診療)
(研究)
(教育)
(医療安全)